

屋外広告物の適正な設置・管理をお願いします

問 建設課 都市計画係 ☎62-9216

屋外広告物は、景観を損ねないように設置し、落下や倒壊などの危険を防止するため適正な維持管理を行いましょう。

◎屋外広告物とは

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物、その他の工作物等に掲出されるもの

○屋外広告物の表示設置が禁止される物件があります

信号機、交通標識、歩道柵、カーブミラー、橋、電柱、街路灯柱、消火栓、道路の擁壁ようへきなどには、原則として屋外広告物を表示設置することが禁じられています。

○屋外広告物の表示設置に届出が必要な地域があります

国道20号や中央自動車道から展望できる地域または八ヶ岳エコーラインの沿道では、屋外広告物の表示設置に届出が必要な場合があります。

また、道路区域内に表示設置するときや、高さ4mを超える広告塔、広告板等を設置するときは、道路法や建築基準法の許可や確認が必要になります。

●定期点検の実施をお願いします

- ・屋外広告物を表示し、設置し、または管理する方は、日常の補修その他の管理に加え、危害防止等のため、簡易な広告物等を除くすべての広告物について、定期的に点検を行う必要があります。
- ・点検時期は、屋外広告物を表示・設置・改造したとき、およびその後3年以内ごとです。
- ・本体や表示面の変形・腐食・破損・はく離・汚染・退色、ボルトやビスのサビ・緩みなどを点検してください。

●点検結果の保管・報告をお願いします

- ・点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、大切に保管してください。
- ・表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に、直近の点検結果の報告書を提出する必要があります。

9月1日(日)から9月10日(火)までは、「屋外広告物適正化旬間」です。禁止物件の点検や除却、パトロールを重点的に実施しますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。



▲適正に設置されていない広告物の例
(管理がされずサビてしまい、景観を損ねている)

「コミュニティ助成事業」は 地域のコミュニティ活動を応援します

問 総務課 企画統計係 ☎62-9332

コミュニティ助成事業は、一般財団法人 自治総合センターが、宝くじ社会貢献広報事業費で実施している受託事業収入を財源として、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行うための助成事業です。

今年度は、瀬沢新田集落組合が宝くじの助成金により、以下の備品を整備しました。

【整備された備品】スタッキングチェア、台車、スタックテーブル

